

大個審第8-2号
(答申第33号)
平成14年9月3日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成14年7月25日付け人権第135号で諮問のありました「大阪空襲死没者名簿編さん事業」に係る大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。)第7条第3項第6号に規定する個人情報の本人以外からの収集及び条例第7条第4項に規定する個人情報の収集に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件収集に際しては、収集する個人情報の正確性の確保に十分留意すること。とりわけ、府民からの情報提供において、遺族以外から提供を受ける場合については遺族などの確認その他適切な方法により、誤った情報が収集されることのないよう努めること。
- 2 収集した個人情報に関する資料については、名簿や統計資料作成の事業実施後、速やかに、かつ確実に廃棄すること。また、作成した名簿については、適正な管理に努めるとともに、公益上の必要性から目的外に利用する場合であっても、条例に基づき、個別案件ごとに大阪府個人情報保護審議会の意見を聴いた上で行うこと。
- 3 遺族から削除・訂正及び是正の申出があった場合は、速やかに必要な対応を行うこと。